

県内に就職する学生・卒業生の

鳥取県は**奨学金**の 返還を**助成**します！

最大
216万円

(特定業種に就職し、
無利子の奨学金を
月額6万円×72ヶ月
貸与された場合)



対象者

- 鳥取県内の企業に就職を希望する
- 大学院、大学、短大、高専(4年生以上)、専門学校の方。
- 既卒者(35歳未満)の方。

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金



でもそんな甘い話...
何かヤバい代償とかが
あるんすよね？

代償というか...
約束はもちろんあるよ

それはね...

応募条件

次のいずれにも該当する方を
募集対象とします。

1. 奨学金の貸与を受けており、
返還の予定かまたは返還中の方。
2. 鳥取県内の就職を希望する方。
(公務員は除く)
3. 鳥取県内に定住することを
希望する方。

対象奨学金

日本学生支援機構の奨学金(I種、II種)、
鳥取県育英奨学資金 他

対象者

鳥取県内の企業に就職を希望する
○大学院・大学・短大・高専(4年生以上)、
専門学校の方。
○既卒者(35歳未満)
の方。

「鳥取県未来人材
育成奨学金支援
助成金！」

簡単に言うと
奨学金を返還すると、
その一部を鳥取県が
助成してくれる制度だよ

マジよ
マジ！

まっマジですか!!

思ったより
普通ですね!!

業種によって
助成金額に違いは
あるけどね

特定業種

製造業・情報通信業・薬剤師の職域・建設業・
建設コンサルタント業・旅館・ホテル業・
民間の保育士・幼稚園教諭の職域・農林水産業
理容師・美容師の職域・歯科技工士の職域・
獣医師の職域・自動車小売業・自動車整備士の
職域・私立中学校・高等学校教諭の職域など
※詳しくはHPIに記載

一般業種

特定業種以外の業種(公務員を除く)

助成金額

	特定業種	一般業種
無利子の奨学金	貸与総額×1/2	貸与総額×1/4
有利子の奨学金	貸与総額×1/4	貸与総額×1/8

※上限額あり、8年間に分けて支給
詳しくは最終ページに記載

特定業種も色々
あるんだなあ

詳しくは
問い合わせると
いいかも!

鳥取県内で
就職すること!!

へ...?



鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 制度概要

若者の県内就職・定着を促進することを目的に、県と産業界が協力し、県内企業に就職される方の奨学金の返還を助成する事業です。

対象者

次の(1)～(3)の条件すべてに該当する方

- (1) ・大学生(大学院)、短大・専門学校、高専(4年生以上)の方
・既卒者(35歳未満)の方 ※県内企業で正規雇用されたことのある方は対象外
- (2) (独)日本学生支援機構、鳥取県育英奨学金資金等の対象となる奨学金※の貸与を受けており、返還の予定かまたは返還中の方
※対象となる奨学金は、県HPでご確認ください。
- (3) 県内で対象業種に正規雇用で就職し、8年以上県内で就業・定住の意思がある方

対象業種

特定業種	製造業、IT企業、薬剤師の職域、建設業、建設コンサルタント業、旅館ホテル業、民間の保育士・幼稚園教諭の職域、農林水産業、理容師・美容師の職域、歯科技工士の職域、獣医師の職域、自動車整備士の職域、自動車小売業、私立の中学校・高校の教員の職域
一般業種	特定業種以外の業種(公務員を除く)

助成額

	助 成 率		助 成 額 (最大)	
	無 利 子	有 利 子	無 利 子	有 利 子
特 定 業 種	返還総額の 1/2	返還総額の 1/4	奨学金の貸与を受けた月数×3万円 大学院・薬学部(6年間):最大216万円 大学(4年間):最大144万円 高専、短大、専門学校(2年間):最大72万円	奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 大学院・薬学部(6年間):最大108万円 大学(4年間):最大72万円 高専、短大、専門学校(2年間):最大36万円
一 般 業 種	返還総額の 1/4	返還総額の 1/8	奨学金の貸与を受けた月数×1.5万円 大学院・薬学部(6年間):最大108万円 大学(4年間):最大72万円 高専、短大、専門学校(2年間):最大36万円	奨学金の貸与を受けた月数×7,500円 大学院・薬学部(6年間):最大54万円 大学(4年間):最大36万円 高専、短大、専門学校(2年間):最大18万円

※既卒者の場合、申請時点の返還残額に対して助成額を決定します。

※無利子、有利子両方の奨学金の貸与を受けている場合、無利子奨学金が優先されます。無利子奨学金の助成額が上限に達しないときは、有利子奨学金も一部助成対象となります。

助成・申請の流れ

時期	在学中・就職前	就職1年目	就職2～7年目	就職8年目
申請者の 手続き	就職活動 認定申請	県内で就職・定住、奨学金返還開始 交付申請	県内で就業・定住、奨学金返還 状況報告 >> 毎年報告 >>	実績報告
県の 手続き	認定決定	交付決定・助成額決定	助成金交付 毎年、在職状況や返還状況を確認し、原則8年間に分けて支払い	助成金交付

助成を受けるには

助成を受けるには、就職前に認定申請が必要です。

必要書類を揃え、電子申請または郵送で申請してください。
申請書は、県HPからダウンロードできます。

必要書類

- ① 支給認定申請書
- ② 奨学金の貸与証明書
- ③ 履歴書(既卒者のみ)

注意事項

- 認定を受けずに就職された場合、助成は受けられません。
- 既卒の場合も就職前に必ず認定申請の手続きが必要です。
- 認定後、実際に県内に就職されなくてもペナルティはありません。

詳しい制度概要は、県HPをご確認ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>

鳥取県 未来人材 で検索



よくある質問

転職・転居・転勤した場合

- ・助成期間中に転職や県外に転居され助成条件を満たさなくなった場合、助成金の支給対象外となり、既に支給した助成金は原則返還対象となります。
- ・退職から1年以内に県内の対象業種に再就職された場合は、引き続き助成金の支給対象となります。
- ・県外の事業所等に一時的に転勤や出向となった場合、通算3年以内は支給対象とし、助成金を支給します。

繰り上げ返還・返還猶予した場合

- ・奨学金の返還残高があり、助成期間中において返還していることが助成条件の一つです。従って、繰り上げ返還により、助成が受けられなくなる又は助成金が減額になる場合があります。
- ・年間の返還額に応じて助成金を支給するため、返還猶予された場合、助成が受けられなくなる又は助成金が減額になる可能性があります。

その他

- ・産休・育休期間中であっても、離職しておらず、奨学金を返還中であれば助成金の支給対象となります。(介護休暇、病気休暇も同様)
- ・鳥取県出身ではない方も本制度の対象です。

<申請・問い合わせ>

鳥取県人口戦略推進本部 人口戦略課 TEL(0857)26-7648 jinkou-senryaku@pref.tottori.lg.jp